

あなたの暮らしのそばにいる

北陸税理士会

成年後見 支援センターの ご案内

相談は
無料です

認知症になっても、障がいがあっても、
自分らしく生きるために…

「成年後見制度」気軽に相談ください。

元気なうちに信頼できる税理士に相談しておこう!

成年後見 制度とは

認知症などで判断能力が
十分でない方々を支援するため、
共に生きる社会の実現を目指すしくみです。
成年後見人には、親族のほか、
税理士等の第三者もなることができます。



例えば
こんな時…

元気だった
お父さんが
最近少し変なんです。
認知症かも…
今後が不安です。

銀行から
成年後見制度を
利用するように
言われました。

保佐人になってと
言われました。
どうしたら
いいですか?

将来、認知症に
なったらと
不安です。
今出来ることは
ありますか?

任意後見と
法定後見の違いを
教えてください。

子供が
知的障がい者で
将来が
不安です。

成年後見支援センターを利用するには

お電話
ください!

076-223-1841

所在地 〒920-0022 金沢市北安江3-4-6

相談時間 午前10時～12時(受付は11時30分まで)

相談日 電話相談 毎週月曜日

休室日 祝日及び夏期、年末年始等

北陸税理士会ホームページ

<http://www.hokurikuzei.or.jp/>